

令和7年度やんばる国立公園林道等監視体制強化業務 仕様書

1. 業務の目的

沖縄島北部に位置するやんばる国立公園は、独特な生態系や豊かな生物多様性が評価され、国内33番目の国立公園として平成28年9月に指定され、令和3年7月には奄美大島等と共に世界自然遺産に登録されている。

一方で、密猟・盗掘や各種自然環境保全に係る法令違反行為が行われている実態がある。これらは世界自然遺産地域及びに国立公園の資質に大きな影響を与えており、状況の把握及び本地域の監視体制の強化が求められている。とりわけ、地元住民以外でもアクセスしやすい林道等の既存道路及びその周辺における対処が急務である。

また、本国立公園は歴史的に地域の文化や生活と深い関わりがあり、首里王府時代から林業が主要産業の1つになっている。現在でも国立公園区域内で林業が行われているが、林業による自然環境への影響が懸念されており、林業と自然環境保全の両立も急務といえる。両立のためには、林業従事者の自然環境保全に係る意識及び動植物の同定能力等の向上は不可欠である。

本業務では、やんばる国立公園とその周辺の自然環境保全を目的に、本国立公園内に位置する林道等の既存道路及びその周辺の状況を把握するとともに、本業務を通して地元林業関係者等を中心とした地域住民の自然環境保全に係る意識及び動植物の同定能力等の向上を図り、本国立公園の監視体制の強化を図る。併せて本国立公園利用者を中心に、自然環境保全の意識の向上を目的とした、啓発活動を行う。

2. 対象地域

やんばる国立公園及びその周辺

3. 業務内容

(1) 業務実施計画書及び安全管理計画書の作成

業務実施計画書及び安全管理計画書を作成し、(2)～(7)の業務開始前に、環境省やんばる自然保護官事務所担当官（以下「環境省担当官」という。）へ提出する。

(2) 林道等の既存道路及びその周辺の状況把握

計130回程度（日中30回・夜間100回程度、1回当たり3時間程度）、林道等の既存道路及びその周辺の状況調査を行う。調査では、道路上からの目視等にて確認された重点記録対象（別表1）、自然公園法に基づく許可が必要な行為（別表2）及び利用状況等について、様式1（別添）に記録する。位置はGPSで記録するほか、確認した事項については、可能な限りデジタルカメラで写真撮影を行う。調査ルート（1ルート当たり30kmを想定）及び各ルートの調査頻度については環境省担当官と協議の上、決定すること。なお、1ルートの巡回を1回として計上する。実施に当たっては、以下を行うこと。

- ① 調査員には、林業従事者等の地域住民等を雇用すること。
- ② 安全性を考慮して、日中は2名以上、夜間は3名以上で行うこと。
- ③ 法令や条例で採取が禁止されている希少野生生物の捕獲及び自然公園法に違反する行為（例：捕獲器の設置や木竹の伐採等）並びにその他不審者及び不審車両を発見した際は、速やかに環境省担当官及び自治体等に連絡し、必要な指示を仰ぐこと。
- ④ 車両を使用する際は、路上に出現する野生動物等を轢かないよう十分注意すること。
- ⑤ 生き物を確認・観察する際は、長時間ライトで照らさない、大声を出さないなど、生態に影響のないよう十分注意すること。
- ⑥ 現地にて種の同定が困難な場合は、写真で記録し、文献等で確認すること。
- ⑦ 業務中に傷病個体及び死体（ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ホントウアカヒゲ、ケナガネズミ、オキナワトゲネズミ、リュウキュウヤマガメに限る）を見つけた場合、やんばる野生生物保護センターもしくはクイナダイヤル（傷病個体のみ）に連絡し、必要な指示を仰ぐこと。
- ⑧ 記録シート（様式1）については、2週間に1度、2週間分のシートを環境省担当官に提出すること。
- ⑨ 環境省担当官が指示する生物（4種程度）が確認された場合、直ちに環境省担当官に共有すること。
- ⑩ 生物を採集するためのトラップや植物採取の痕跡を確認した場合、可能な限り採集・採取されたとと思われる種の記録と撮影を行うこと。

（3） 各種法令、国立公園の課題の実態等に関する講習会の実施

（2）に携わる調査員の自然環境保全に係る各種法令、並びに生じている課題に関する理解向上のため、環境省担当官のほか、外部講師1名を招へいし、座学の講習会を調査開始前から調査開始後3ヶ月以内に1回程度（1回当たり2時間程度）実施する。なお、外部講師は環境省担当官と協議の上、決定し、会場は無償で借り上げることができる公共施設等とすること。また、講師に対して謝金（大学助教級9,400円/回）を支給するとともに、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」（以下、「旅費法等」という）に準じて旅費（那覇市在住を想定）の支給を行うこと。

（4） 動植物種の同定能力向上のための現地講習会の実施

（2）に携わる調査員の自然環境保全及び種の同定方法等の理解向上を図るため、計10回程度（1回当たり2時間程度）、外部講師1名を招へいし、（2）の調査実施に合わせて現地講習会を実施する。なお、外部講師は環境省担当官と協議の上、決定する。また、講師に対して謝金（大学助教級9,400円/回）を支給するとともに、旅費法等に準じて旅費（那覇市在住を想定）の支給を行うこと。

（5） 地域住民及び来訪者の理解向上に係る普及啓発

地域住民及び来訪者の理解向上のため、（2）の調査時に遭遇した利用者及び車両（無人駐車車両を含む）に対し、別途環境省担当官が提供する啓発用チラシ等を配布する。

(6) 意見交換会等の実施

今年度の林道等の既存道路及びその周辺の状況について情報共有するため、(2)に携わった調査員や関係自治体等を交えた意見交換会を1回程度開催する。なお、様子や議事等について記録し、(8) 報告書へ掲載すること。また、会場は無償で借り上げることができる公共施設等とする。

(7) 業務打合せ

業務期間中に、やんばる自然保護官事務所において、計2回程度(各1時間程度を想定)、環境省担当官と打合せを行う(オンライン開催を想定)。打合せ後には記録簿を作成すること。

(8) 報告書の作成

(1)から(7)の結果を取りまとめた報告書及び、調査結果に関する詳細資料をまとめた資料編を作成する。

4. 業務履行期限

令和8年3月23日(金)まで

5. 成果物

業務報告書(A4判、カラー、50頁程度※簡易製本可) 3部

資料編(A4判、カラー、150頁程度※簡易製本可) 3部

報告書及び資料編の電子データ、取得したGISデータを収納したDVD-R 2枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

GISデータについては、GISデータ説明書(仕様書別添)を添付すること。

提出場所：九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所やんばる自然保護官事務所

6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な

費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

(2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和4年度やんばる国立公園林道等監視体制強化業務」、「令和5年度やんばる国立公園林道等監視体制強化業務」、「令和6年度やんばる国立公園林道等監視体制強化業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所国立公園課（TEL：098-836-6400）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- ・地理情報システム；ESRI 社 ArcGIS で表示できる形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式（PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7）」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

別表 1 重点記録対象

区分	分類群	和名等
①法律で保護されている種	哺乳類	オキナワトゲネズミ
		ケナガネズミ
	鳥類	ヤンバルクイナ
		アマミヤマシギ
		カラスバト
		ノグチゲラ
		ホントウアカヒゲ
	爬虫類	リュウキュウヤマガメ
		クロイワトカゲモドキ(ヤンバルトカゲモドキ)
	両生類	オキナワイボイモリ
		オキナワイシカワガエル
		ホルストガエル
		ナミエガエル
	昆虫類	オキナワマルバネクワガタ
		ヤンバルテナガコガネ
②侵略的外来種	哺乳類	ノイヌ
		フイリマングース
		ノネコ
	爬虫類	タイワンスジオ
		タイワンハブ
		サキシマハブ
	両生類	シロアゴガエル
	甲殻類	アメリカザリガニ
	植物	ボタンウキクサ
		ツルヒヨドリ
		オオフサモ
		ナガエツルノゲイトウ
		オオキンケイギク
③その他	－	今後モニタリングが必要と考えられる種
	－	逸出した・放棄されたと考えられる飼育動物(人の管理下に置かれていないもの)
	－	在来種のうち、地域の自然環境を把握するうえで重要な種
	－	轢死した生物(①哺乳類、鳥類、爬虫類及び両生類)の痕跡及びその種名

別表２ 自然公園法に基づく許可が必要な行為

特別地域の中で許可が必要な行為	工作物の新築、改築、増築 木竹の伐採 高山植物等の採取又は損傷 鉱物や土石の採取 河川、湖沼の水位・水量の増減 広告物の設置等 物の集積（貯蔵） 水面の埋立等 土地の形状変更 屋根、壁面等の色彩の変更
特別保護地区の中で許可が必要な行為	特別地域の中で許可が必要な行為 木竹の損傷 木竹の植栽 家畜の放牧 物の集積 火入れ、たき火 植物の採取等、落葉落枝の採取 木竹以外の植物の植栽又は播種 動物の捕獲等 車馬等の乗り入れ

※前回調査時からの変化があった場合に記録。